
昭和五十三年運輸省令第二十五号

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）を実施するため、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則を次のように定める。

（公告）

第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号。以下「法」という。）第三条第二項の規定による公告は、官報又は新聞紙に掲載することにより行うものとする。

（証明書）

第二条 法第三条第四項の証明書の様式は、第一号様式のとおりとする。

2 法第六条第二項の証明書の様式は、第二号様式のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(表)

第 _____ 号	
官職 _____	
氏名 _____	
成田国際空港の安全確保に関する 緊急措置法第3条第4項の職員の証	
国土交通大臣	印
年 月 日 発 行	年 月 日 限り有効

六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

第一号様式（第二条関係）

(裏)

<p>成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法抜すい (工作物の使用の禁止等)</p> <p>第三条 国土交通大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。</p> <p>一 多数の暴力的破壊活動者の集合の用</p> <p>二 暴力的破壊活動等に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火炎びん等の物の製造又は保管の場所の用</p> <p>三 成田国際空港又はその周辺における航空機の航行に對する暴力的破壊活動者による妨害の用</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、当該命令の履行を確保するため必要な限度において、その職員をして、当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。</p>	<p>4 前項の規定により立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定による立ち入り又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第九条</p> <p>2 第三条第三項の規定による立ち入りを拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

（表）

第 _____ 号	
官職 _____	
氏名 _____	
成田国際空港の安全確保に関する 緊急措置法第6条第2項の職員の証	
国土交通大臣	印
年 月 日 発 行	年 月 日 限り有効

六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

第二号様式（第二条関係）

(裏)

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法抜すい
 (工作物の使用の禁止等)
 第三条

- 6 国土交通大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されていると認めるときは、当該工作物について封鎖その他その用に供させないために必要な措置を講ずることができる。
- 7 国土交通大臣は、前項の規定により封鎖その他の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたときは、速やかに、当該措置を解除しなければならない。
- 8 国土交通大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている場合においては、当該工作物の現在又は既往の使用状況、周辺の状況その他諸般の状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にかかわるおそれが著しいと認められ、かつ、他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一条の目的を達成するため特に必要があると認められるときに限り、当該工作物を除去することができる。
- 9 国土交通大臣は、第六項又は前項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これらの項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

10 国土交通大臣は、第六項又は第八項の措置を講じようとする場合において必要があると認めるときは、その現場にある者を退去させることができる。

(物件の一時保管等)

第五条 第三条第八項の規定は、暴力主義的破壊活動者が規制区域内において所持し、又は使用する物件について準用する。この場合において、同項中「第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている」とあるのは「物件が第一項各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがある」と、「他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一条の目的」とあるのは「第一条の目的」と、「除去する」とあるのは「一時保管する」と読み替えるものとする。

(国土交通大臣の権限の行使)

第六条 国土交通大臣は、その指定する職員に、第三条第六項、第七項、第八項(第五条第一項において準用する場合を含む)、第九項及び第十項の規定による権限を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。